

令和2年12月  
(第5回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和2年12月23日(水曜日)

令和2年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年12月23日(水曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	松 山 和 子
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
事務局次長兼係長 戸島 和則  
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第15号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10番の田淵委員と11番の徳留委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許  
可申請は6件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権移転に関するものが6件であります。それでは、  
議案書をもとに説明します。

(議案第13号 議案書の読み上げ)

3ページをご覧ください。集計表となっております。

(3ページ 集計表の読み上げ)

受付番号1番と受付番号2番については関連がございますので、一括で審議をお願い  
します。4ページ、5ページの受付番号1番の資料で、6ページ、7ページが受付番号2  
番の資料となっております。それぞれの資料をお目通しください。また、別添の調査書に  
ついては受付番号1番、2番それぞれ審議の際に合わせて、ご覧いただきたいと思ひます。

議長： ここで、受付番号1番並びに2番の担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお  
願ひします。

5番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

5番： 5番、後藤です。12月17日に譲受人の〇〇さんと大内山推進委員と3名で現地調査  
を行いました。受付番号1番と2番の譲渡人はご兄弟で、現地は〇〇線の〇〇近くで成  
〇〇の裏側の譲受人の〇〇さんのハウスに隣接したところにあります。以前から譲渡人  
の〇〇さんと〇〇さんから頼まれて、草払い等の管理をされております。譲渡人はお二  
人とも高齢であり、今後、帰省する見込みもない状況です。譲受人は現在、熱心にピー  
マン栽培に取り組んでおり、隣接地である現地で適した作物を栽培する予定であり、本  
件の権利取得に何ら支障はないものと考えます。審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の大内山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番並びに受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号1番並びに受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第13号、受付番号1番並びに受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第13号、受付番号3番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号3番の資料については、8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査票についてもあわせてご覧いただきたいと思います。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

3 番： 3番、富田です。現地は〇〇線の〇〇の〇〇から300mぐらい〇〇集落の方に入ったところにあります。周りはミカン畑で以前は現地にもミカンが植えてあったそうです。譲受人の〇〇氏の自宅のすぐ前で、きれいに管理がされていました。調査の意見としましては、〇〇氏は高齢で県外の高齢者施設に入所されているということで、今後、帰省し耕作することはない、すぐ前の〇〇さんが譲り受けるということで話しがまとまったところであり、〇〇さんは以前、ピーマン農家で現在は、茶畑を手広く経営されており、3条申請に何ら問題はないと思います。審議方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入りますが、受付番3番は後藤推進委員に関する議題の提出でござい

ます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退室していただきます。

(後藤委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の大内山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号 3 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 3 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 13 号、受付番号 3 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 13 号、受付番号 3 番は許可することに決定いたします。

(後藤委員 着席)

議 長： 次に議案第 7 号、受付番号 4 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 4 番の資料については、10 ページ、11 ページです。それぞれお目通しく下さい。また、別添の調査票についてもあわせてご覧いただきたいと思えます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原です。12 月 16 日に〇〇の担当者と私、吉田推進委員と調査を行いました。現地は 7 年ほど前までお茶の栽培がされておりましたが、高齢のため離農され、現在は、荒廃農地化していました。調査の意見としまして、譲受人の〇〇は当該地を当面は草地として耕作し、将来は〇〇建設を考えているようで、農地の有効利用という観点から許可してもよろしいかと思えます。なお、隣接する農地もすでに〇〇が買い取り整備されていることから、何ら問題はないと思えます。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の吉田推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第13号、受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第13号、受付番号5番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号5番の資料については、12ページ、13ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査票についてもあわせてご覧いただきたいと思います。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番、田淵です。12月16日に田島推進委員と調査を行いました。譲受人とは12月2日のあっせん委員会の際に経緯は聞いておりましたので、立ち合いはお願いしませんでした。場所は〇〇の東側で、2枚になったお茶畑です。筆数は3筆ありますが、畑としては2枚です。数年前から譲受人が借りて管理していましたが、今回、購入の運びとなったもので、お茶畑は秋整枝も終わり、きれいに管理されておりました。調査の意見としては、譲受人の〇〇さんは〇〇でもお茶畑を手広く経営されており、何ら問題はないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： 10a 当たりの単価ですが、〇〇円とありますが、この辺りの単価としては高いと思っておりますが、お茶があるからということですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。この土地については、全体で 10,142 m<sup>2</sup>ございまして、土地代として〇〇円、施設代として〇〇円の合計〇〇円となっております。ですから、土地代のみと考えれば、記載されている金額よりかは下がります。施設とは防霜ファンのことです。

議 長： 他にございませんか。  
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。  
それでは、まず、受付番号 5 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 5 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします・

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 13 号、受付番号 5 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 13 号、受付番号 5 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 13 号、受付番号 6 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 6 番の資料については、14 ページ、15 ページです。それぞれお目通しく下さい。また、別添の調査票についてもあわせてご覧いただきたいと思えます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： 6 番、淵脇です。12 月 18 日に私と半田推進委員と〇〇さんの 3 名で現地を調査しました。当該地は〇〇より北に 500m 程行ったところの、〇〇線沿いに位置しております。南部開発により整備された優良農地でございまして、これまで園芸作物の耕作地として

利用し、現在はブロッコリーが整然と栽培されております。調査の意見としまして、今回の申請は譲渡人が高齢であり、すでに譲受人に経営を移譲していることから、生前贈与をするための申請であります。当該地は譲受人が数年、農地として利用されており、これまで問題は発生しておりません。今後も農地の適正な利用を図る意向であり、申請については問題ないと思われまます。審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の半田推進委員、何かご意見等ありましたらお願ひします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号6番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。

推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号6番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願ひします・

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号6番について許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第13号、受付番号6番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 16ページの議案第14号の議案書をご覧下さい。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第14号 議案書読み上げ)

(17ページ 総括表読み上げ)

18ページから21ページの集積計画については、それぞれのお目通しください。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号23番から30番に日高推進委員に関する議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(日高推進委員 退席)

議長： これより、質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 5番、田淵ですが、受付番号7番から20番の〇〇さんですが、使用貸借となっておりますが、無料ということですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今まで〇〇さんが耕作されていた、〇〇の〇〇からの入り口の反対側、南側にあります茶畑ですが、〇〇さんより管理をしていただだけで良い、とのことで〇〇さんにお貸しするという計画になっております。

議長： ここは整備地区ですか。

事務局： 特に整備地区というところではありません。ご自分で茶畑として開発された土地でございます。

議長： この契約の中で、10年とか20年とか出てきますが、設定をする人の年齢はどのようなものですか。

議長： 事務局。

事務局： はい。ご高齢で設定される方もいらっしゃいますが、現所有者や管理者で署名していただくのが原則だと思っておりますので、ご高齢であっても現所有者から署名をいただいているところでございます。

議長： 他にございませんか。  
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。  
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第14号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 14 号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 14 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(日高推進委員 着席)

議長： 次に議案第 15 号、地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 22 ページの議案第 22 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明いたします。

(議案第 22 号 議案書読み上げ)

令和元年度の実施地区は、〇〇の〇〇自治会周辺と〇〇自治会周辺となっております。24 ページが〇〇自治会周辺の調査集計表でございます。

(〇〇地区の調査前と調査後の筆数、面積の説明)

25 ページは調査区域となっており、27 ページから 40 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。また、41 ページは〇〇自治会周辺の調査集計表でございます。

(〇〇地区の調査前と調査後の筆数、面積の説明)

42 ページは調査区域となっており、44 ページから 67 ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、お目通しください。以上です。よろしく申し上げます。

議長： ただいま、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

5 番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

5 番： この調査前というのは、いつのデータなのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。これは法務局に登録されている全部事項証明の内容が現況となっておりますので、それを補正するために、国土調査いわゆる地籍調査が実施されております。

議 長： よろしいですか。

5 番： はい。

議 長： 他にございませんか。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： この地籍調査ですが、今は住宅地の周辺をされておりますが、そこが終われば山林部分にだと思いますが、南大隅町では現在、集落周辺で終わってないところはどれくらいあるのですか。

議 長： 事務局。

事務局： はい。こちらではっきりとした数値は把握しておりませんが、進捗率としては3割程度ではないかと思えます。まだまだ何十年かというふう聞いております。

議 長： よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長： 質問も意見もないようですが、よろしいですか。  
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。  
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第15号は原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、承認でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第15号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり承認しましたので、町長に意見を交付いたします。

議 長： 次に追加議案となりますが、議案第16号、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断、いわゆる非農地判断の農地でご

ございます。それでは議案書をもとに説明いたします。

(別冊1 ページ 議案第16号 議案書の読み上げ)

資料の2ページになります。今月の定例会において、非農地として判断いただく農地は、合計で1,344筆の879,940㎡、88haとなっております。以上につきましては、農地法の運用について第4の両カッコ1に基づき、農地に該当しないと判定された土地について、本定例会でお諮りするものです。農林水産省通知の農地法の運用についての基準に従い、3ページ以降に掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところでございます。

議長： これより質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。資料の3ページからの農地の一覧については、現在、事務局に届いている分について掲載しております。また非農地判断が済んでいない地区については、来月以降の総会で改めて審議をお願いいたします。以上です。

2番： はい。

議長： 北之口委員どうぞ。

2番： はい。この3ページの表の現況の一般田、一般畑というのは。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。これにつきましては、税務課の固定資産評価台帳で現況が農地とされているものになります。皆様に実施していただいております農地利用状況調査において、山林等になっているものについて、農業委員会では農地ではないと判断できるものとなっております。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 農地調査で、非農地としたものが掲載されているのか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。田淵委員がおっしゃるとおりです。農地利用状況調査に基づいて、掲載してお

ります。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： それであれば、責任は重大だと思えますが、〇〇を見ますと少し少ないような気がしておりますが、判断を厳しくしてしまったのかと。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。〇〇については今回の分が全てでなく、掲載していないものもありますので、来月以降に改めて審議をお願いするところです。

3番： 休憩をお願いします。

議長： 暫時、休憩といたします。

(暫時、休憩)

議長： 休憩前に引き続き、再開いたします。

議長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。議案第16号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、賛成でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第16号について提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第16号は非農地として判断し、処理することに決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

③その他

1) 人・農地プラン検討会の農家の出席について

2) 人・農地プラン検討会における検討内容について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年12月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員